

京都市告示第 252 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 9 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                    市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小野緯 9 号線	山科区小野荘司町 2 番地の 1 地先から	旧	メートル 87.80	メートル 6.70 ~ 7.00
	同町 4 番地の 7 地先まで	新	87.80	6.21 ~ 6.70

(建設局土木管理部道路明示課)